

## **しつこいマンション経営の勧誘に関する相談が増えています。**

ある日突然、家庭や職場に電話がかかり、「マンションを投資用に買いませんか?」と勧誘を受けたという経験はありませんか?

県の消費生活相談窓口には、こうしたマンション経営の強引でしつこい電話勧誘に関する相談が寄せられています。相談者は主に40歳代の男性からで、相談件数は年々増加する傾向にあります。

**事例1** 自分が不在のときに、勧誘者の氏名だけ名乗って電話がかかってきた。家族が応対し、不在だと言っても、何度も何度もかかるてくる。電話は昼間だけでなく、夜9時過ぎにかかることもあり迷惑している。

**事例2** 「老後の備えはどうするのか。マンション経営で家賃収入を得れば、安心して暮らせる。絶対もうかるから・・・」などと、長時間にわたりマンション経営を勧める電話がある。「興味がない、お金がない」と、毎回断っているが、職場にも電話がかかってくる。仕事上の電話かと思い、つい出てしまい大変迷惑している。あまりのしつこさに次回電話で説明を聞くと言ってしまった。

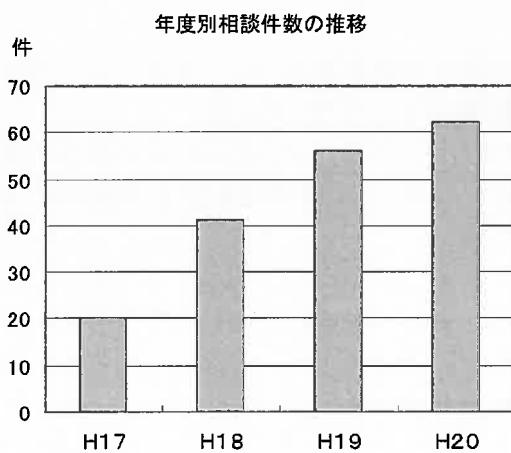
**事例3** 職場に投資向け分譲マンション購入の勧誘電話がかかってきて、断ると近くのファミリーレストランに来いと言い、会って話したいとしつこく電話がかかってくる。それでも断ると、自宅まで押しかけると脅してくる。

相談者の中には、こうした迷惑勧誘を受け、否応なく契約してしまったというケースもあります。マンションの売買を業として行う業者は、宅地建物取引業法の規制を受けており、勧誘にあたって相手を威迫したり、電話による長時間の勧誘等により相手を困惑させてはならないと同法に定められています。もし、断っても何度も勧誘の電話がかかってきたらきっぱりと「自分にはマンションを購入する意志がないので、もう二度と電話しないでください」と断ってください。それでも、さらに勧誘が続いたり、脅されたりした場合は、県の宅建業法の所管課や国土交通省へ申し出てください。

また、断り切れずに契約してしまった場合でも、宅建業者自らが売り主でかつ事務所以外の場所で契約をした場合は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができる場合がありますので、早めに県民生活相談センターに相談してください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を受け付けています。

相談は058-277-1003です。土曜日も電話による相談を受け付けています。



H 2 1 . 7 . 2 8 岐阜新聞掲載